

令和2年9月30日招集

# 9月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

## 令和2年度9月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年9月30日(水) 午後2時から午後2時32分
- 2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室
- 3 出席委員 (17人)

1番 虎澤栄三	3番 渡邊芳枝	4番 小戸田修子
6番 小熊義信	7番 山岸信一	8番 成田誠一
9番 内藤浩一	10番 谷澤康雄	11番 坂井雄一
12番 塚原幸夫	13番 鈴木金一	14番 別所正幸
15番 神田和博	16番 石塚絹代	17番 田中さとみ
18番 仁多見繁隆	19番 齋藤茂博	
- 4 欠席委員 2番 石山和徳 5番 鈴木健二
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員選出
  - 第2 議事
    - (1)農地部会所掌

議案第38号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第40号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
    - (2)農政振興部会所掌

議案第39号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
    - (3)その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	岡田明	農政振興係長	八百板恵	管理係主査	遠藤文博

## 7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより9月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。2番石山和徳委員，5番鈴木健二委員，以上2名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により，定足数を満たしており，会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。委員会会議規則第5条の規定により，虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>9月定例総会の出席，大変ご苦勞様です。最近，朝晩大変涼しくなりました。数日前までは暑かったですが，朝，風邪をひきそうなくらい寒い日が続いていますので，健康に気を付けていただきたいと思ひます。ここから見える稲の残っている田は，私の田です。今日，自宅方面は刈りましたが，明日からこの辺りを刈ろうと思ひます。ほとんどの方は終わったと思ひますが，田の多い方はまだ終わっていない方もいると思ひますので，話はこれくらいにして，始めたいと思ひます。</p> <p>それでは議事録署名委員について，お諮り申し上げます。議事録署名委員については，私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし，ということでありますので，私の方でご指名申し上げます。4番小戸田修子委員，6番小熊義信委員を指名いたします。議事に入る前に，総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると，総会の議長は会長が務めることとなっておりますが，両部会の所掌に関する議事につきましては，それぞれの部会長から議長を務めていただき，その他については，私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし，ということでありますので，農地部会の所掌に関する議事につきましては，本日，鈴木農地部会長さんが欠席のため，坂井農地部会長職務代理者さんから，また，農政振興部会の所掌に関</p>

<p>議長(農地部会長職務 代理者)</p>	<p>する議事につきましては、別所農政振興部会長さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長は、坂井農地部会長職務代理者と交代いたします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>皆様、お疲れ様です。大勢の前で話すことが不慣れなもので、皆さんからご協力いただきながら、進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>議事の都合上、追加の議案第40号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第38号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>議長(農地部会長職務 代理者)</p>	<p>農地係の岡田でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、石山地区で1件、大江山地区で1件、曾野木地区で1件の計3件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で1件、曾野木地区で1件、横越地区で3件、亀田地区で1件の計6件です。今月の議案件数は合計で9件となります。また、すべての案件が、調査委員会に付されておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>小熊です。よろしくお願いいたします。第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、第3条申請が3件、第5条申請が2件でした。</p> <p>まず、追加議案第40号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人と</p>

の間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は中央区長潟の田3筆 3,013 m<sup>2</sup>で農用地区域内です。世帯の経営面積は 331.67 a です。農業従事者は4名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ2号は譲受人の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。経営規模を拡大したい譲受人と譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区丸山の畑2筆 254 m<sup>2</sup>で農用地区域外です。世帯の経営面積は 437.51 a です。農業従事者は2名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。1ページ3号は譲受人から事情聴取しました。農地を贈与によって取得するものです。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、共同で農事組合法人を経営していますが、計画的に農地を後継者へ贈与するため、申請に至りました。申請地は江南区鍋潟新田の田1筆 1,583 m<sup>2</sup>で農用地区域内です。農事組合法人の経営面積は、約 1,553.78 a です。農業従事者は5名で農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。

次に、議案第38号農地法第5条許可申請についてです。議案書1ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買によって取得し、共同住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、共同住宅建築を計画し、申請地付近で探していたところ、土地の所有者と話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区丸山ノ内善之丞組の畑3筆 700 m<sup>2</sup>です。農地区分は、申請地の南側に10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、住宅で集落に接続して設置されるため許可できるものです。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。1ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。土地の所有者と転用者は、親子関係にあります。転用者は現在、アパートに住んでいますが、年度末に退去しなければならないため、父親

<p>議長(農地部会長職務 代理者)</p>	<p>所有の農地に個人住宅を建築するため申請に至りました。申請地は江南区鐘木の畑4筆 288.91 m<sup>2</sup>です。農地区分は、申請地の南側に10ha以上の農地の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、住宅で集落に接続して設置されるため許可できるものです。資金は借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p>
<p>第2地域調査委員長</p>	<p>16番石塚です。第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第5条許可申請が4件でした。</p> <p>初めに、1ページ横越地区3号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、戸建て住宅を建築するため、適地を探していましたが、申請地を見つけ申請に至りました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の畑1筆 244 m<sup>2</sup>で、農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金は、自己資金と金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないように土留めを設置し、雨水は前面の市道側溝へ、汚水は公共下水道へ接続し排水することから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次の横越地区4号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、戸建て住宅を建築するため、適地を探していましたが、申請地を見つけ、申請に至りました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の畑1筆 230 m<sup>2</sup>で、農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金は、自己資金と親からの援助、金融機関からの借りで賄います。転用にあたり、近隣に農地はありませんが、雨水は前面の市道側溝へ、汚水は公共下水道へ接続し排水することから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の横越地区5号</p>

	<p>は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、戸建て住宅を建築するため、適地を探していましたが、申請地を見つけ申請に至りました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の畑1筆205㎡で、農地区分は、前面市道に上水道と下水道が埋設されており、500m以内に医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり、近隣に農地はありませんが、雨水は前面の市道側溝へ、汚水は、公共下水道へ接続し排水することから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。次の亀田地区6号は、転用者の代理人から事業聴取しました。農地に賃借権を設定し、露天資材置場、露天駐車場、現場事務所敷地に一時転用するものです。転用者は、亀田郷土地改良区が発注した用水路移設工事を請け負い、法人の代表取締役が所有する農地が工事現場に近かったため、申請に至りました。申請地は、江南区亀田ノ内高山の田1筆1,696㎡です。農地区分は、農振農用地で転用は原則できませんが、一時転用のため、市長の同意を得て許可できるものです。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないよう仮設の雨水排水路を設けることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p>
<p>議長(農地部会長職務代理人)</p>	<p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長職務代理人)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第40号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長職務代理人)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、本冊1ページから2ページまでの議案第38号農地法第5条許可申請に関する処</p>

議長(農地部会長職務 代理者)	<p>分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000 m<sup>2</sup>を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の3ページから8ページになります。3ページの曾野木地区第1号は、基盤強化促進法による貸し借りで、地主が当該農地を売却するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。両川地区第2号から4ページの5号は関連で、円滑化団体である新潟市農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、当該農地を両川東土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。同じく4ページ両川地区第6号から9号は、基盤強化促進法による貸し借りで、当該農地を両川東土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので離作補償金はありません。5ページの両川地区第10号から13号は関連で、円滑化団体である新潟市農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、当該農地を両川東土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。両川地区第14号から6ページの16号は、基盤強化促進法による貸し借りで、当該農地を両川東土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。同じく6ページ両川地区第17号と18号は関連で、円滑化団体である新潟市農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、当該農地を両川東土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。両川地区第19号は、基盤強化促進法による貸し借り</p>

<p>議長(農地部会長職務代理人)</p>	<p>で、当該農地を両川東土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。7ページの亀田地区第20号から23号は関連で、円滑化団体である新潟みらい農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、当該農地を下早通土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。8ページの亀田地区第24号は、基盤強化促進法による貸し借りで、当該農地を下早通土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。同じく8ページ亀田地第25号と26号は関連で、円滑化団体である新潟みらい農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、当該農地を下早通土地区画整理事業用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の9ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大江山地区で2件、両川地区で1件、横越地区で4件、亀田地区で3件の計10件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、農地については、自作や貸付けがされており、斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の10ページをご覧ください。新潟地方法務局から8件、新潟地方裁判所から1件の計9件について、照会がありました。石山地区で1件、大形地区で1件、大江山地区で2件、鳥屋野地区で3件、横越地区で1件、亀田地区で1件の照会で、現地確認のうえ、亀田地区の1件を農地一部非農地、その他8件を非農地と回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の11ページ、12ページをご覧ください。石山地区で3件、大形地区で3件、鳥屋野地区で3件の計9件の届出で3,092㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
-----------------------	--

<p>議長(農地部会長職務 代理者)</p>	<p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>定例総会の出席、ご苦勞様です。それでは、農政振興部会所掌の議事を着座にて進めさせていただきます。</p> <p>別冊の議案第39号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>振興係の八百板です。別冊の議案第39号について、着座にてご説明いたします。表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっています。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、4件27,020㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が大形地区2件で、所有権移転が大江山地区2件で、面積が27,020㎡です。次ページが利用権設定による契約内容となっています。こちらは、相対で新規契約した案件になります。契約内容ですが、土地所有者が、法人を設立し、自身の土地を法人に利用権設定したもので、土地改良費を借り手が負担し、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容となっています。次に2ページをご覧ください。こちらは、売買による所有権移転の案件になります。2件とも、譲受人の農地集積、拡大と譲渡人が土地処分を希望していたことから双方で合意した案件になります。以上が、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画であります。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については一番下段に記載しているとおり、10月14日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。次に、別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。こちらは、中間管理権移転の契約内容になります。契約内容ですが、移転をする者が、法人を設立したため、法人に中間管理権移転するものです。なお、移転を受ける者は契約当時の内容をそのまま引き継ぎます。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後に、市の農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、12月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしくお願います</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
議長(会長)	<p>坂井農地部会長職務代理者さん、別所農政振興部会長さん、ありがとうございました。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>

<p>小林次長</p>	<p>業務予定表の説明をいたします。本日お配りした資料1令和2年10月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長，農地部会関係，右が農政振興部会関係，その他となっております。農地法関係の許可，届出ですが，5日，13日，21日が，届出の締切日，12日が許可申請の締切日となっております。14日は，市町村農業委員会会長研修会が午後2時から新潟東映ホテルで行われます。虎澤会長からご出席いただきます。15日は，午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビル行われます。虎澤会長からご出席をいただきます。27日は，午後1時から入札室で東ブロック対策委員会が，301会議室では南ブロック対策委員会が開催されます。午後2時から第1地域調査委員会が入札室で予定されております。28日は，午後1時から亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で，第2地域調査委員会が2時から予定されております。また，農政振興部会が午後2時から302会議室で開催されます。10月定例総会は，30日金曜日午後2時から302会議室で開催させていただきます。以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただ今，事務局から報告，説明がありましたことについて，何かご質問，ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>他にないようですので，以上で，9月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

---

署名委員 小戸田修子

---

署名委員 小熊義信

---